

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（第三条関係）

〔傍線部分は修正部分〕

修正後	修正前
<p>第三条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十五条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（学校法人と役員との関係）</p> <p>第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>第三十六条第二項を次のように改める。</p> <p>2 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 学校法人の業務執行の決定</p> <p>二 理事の職務の執行の監督</p> <p>三 理事長の選定及び解職</p> <p>第三十六条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。</p> <p>第三十六条に次の一項を加える。</p>	<p>第三条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十五条の次に次の一条を加える。</p> <p>（学校法人と役員との関係）</p> <p>第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三十六条に次の一項を加える。</p>

8| 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

7| 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

○沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第十九条 沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。</p> <p>〔略〕</p>	<p>第十九条 沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第六条中「第三十七条第三項第四号」を「第三十七条第三項第五号」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改める。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（第三条関係）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府案	現行
<p>（役員）</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>（理事会）</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 学校法人の業務執行の決定</p> <p>二 理事の職務の執行の監督</p> <p>三 理事長の選定及び解職</p> <p>3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。</p>	<p>（役員）</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。</p> <p>（学校法人と役員との関係）</p> <p>第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>（理事会）</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（役員）</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（理事会）</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 3 6 〔略〕</p>

8

[略]

4

5

7

[略]

7

[略]

3

5

6

[略]

[新設]

○ 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年七月十日号外法律第七十六号）（附則第十九条関係）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府案	現行
<p>（理事会の運営の特例）</p> <p>第五条 学園は、私立学校法第三十六条第五項の規定にかかわらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる。この場合において、学園に関する同条第四項の規定の適用については、同項中「理事長」とあるのは、「議長」とする。</p>	<p>〔略〕</p> <p>（監事の職務の特例）</p> <p>第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第五号の規定により、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>	<p>（理事会の運営の特例）</p> <p>第五条 学園は、私立学校法第三十六条第四項の規定にかかわらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる。この場合において、学園に関する同条第三項の規定の適用については、同項中「理事長」とあるのは、「議長」とする。</p> <p>（監事の職務の特例）</p> <p>第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第四号の規定により、学園の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>